

報第2号

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について

教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、岐阜県教育委員会公文書規程について、次のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

令和6年9月11日提出

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

第二条及び第三条 略

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 略

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令の概要

1 改正の趣旨

文書の施行方法に電子掲示板への掲示を追加するための所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

文書の施行に電子掲示板への掲示を追加する。(第25条第6号及び第36条第1項第6号)

3 施行日

令和6年9月2日

岐阜県教育委員会訓令甲第三号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年八月三十日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 電子掲示板（教育管理課長が別に定めるものに限る。以下同じ。）により施行する文書 主務課において電子掲示板に掲示すること。
第三十六条第一項に次の一号を加える。

六 電子掲示板により施行する文書 現地機関等の長が定める方法によること。

附 則

この訓令は、令和六年九月二日から施行する。

(新)

目次 略

第一章 略

第二章 本庁における文書の取扱い

第一節及び第二節 略

第三節 文書の施行

第二十一条から第二十四条の二まで 略

(文書の施行)

第二十五条 文書取扱責任者は、文書の施行をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める手続により処理しなければならない。

一から五まで 略

六 電子掲示板（教育管理課長が別に定めるものに限る。以下同じ。）により施行する文書 主務課において電子掲示板に掲示すること。

七及び八 略

第二十六条及び第二十七条 略

第四節及び第五節 略

第三章 現地機関等における文書の取扱い

第一節及び第二節 略

第三節 文書の施行

(旧)

目次 略

第一章 略

第二章 本庁における文書の取扱い

第一節及び第二節 略

第三節 文書の施行

第二十一条から第二十四条の二まで 略

(文書の施行)

第二十五条 文書取扱責任者は、文書の施行をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める手続により処理しなければならない。

一から五まで 略

六及び七 略

第二十六条及び第二十七条 略

第四節及び第五節 略

第三章 現地機関等における文書の取扱い

第一節及び第二節 略

第三節 文書の施行

第三十五条 略

(文書の施行)

第三十六条 事務担当者は、文書の施行をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める手続により処理をしなければならない。
一から五まで 略

六 電子掲示板により施行する文書 現地機関等の長が定める方法によること。

2 略

第三十七条から第三十九条まで 略

第四節及び第五節 略

第四章 略

附則 略

別表 略

別記第一号様式から別記第七号様式まで 略

第三十五条 略

(文書の施行)

第三十六条 事務担当者は、文書の施行をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める手続により処理をしなければならない。
一から五まで 略

2 略

第三十七条から第三十九条まで 略

第四節及び第五節 略

第四章 略

附則 略

別表 略

別記第一号様式から別記第七号様式まで 略